# 令和元年度原子力規制委員会 第51回会議議事録

令和2年1月8日(水)

原子力規制委員会

# 令和元年度 原子力規制委員会 第51回会議

令和2年1月8日

10:30~11:40

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題:次期中期目標案について(第5回)

## ○更田委員長

それでは、これより第51回原子力規制委員会を始めます。 今日の議題は1つ、「次期中期目標案について(第5回)」です。 まず、村山政策立案参事官から説明してもらいます。

○村山長官官房政策立案参事官

参事官の村山です。

資料1に基づきまして説明させていただきます。

経緯でございますけれども、前回(昨年12月25日)の原子力規制委員会におきまして、それまでの議論を踏まえて第2期中期目標案の作成が指示されましたので、これを受けまして、資料1の別添、(資料1の)通しの3ページ目からになりますけれども、中期目標の案を事務局として作成させていただきました。

通し番号の5ページ目からでございますけれども、今回、中期目標に前文を入れるということで検討を進めてまいりましたけれども、事務局としての前文を記載しております。 最初のパラグラフですけれども、「原子力規制委員会の中期目標は、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、」というパラグラフでございますけれども、ここで中期目標の位置付けを説明しております。中期目標単体ではなく、年度重点計画とあわせて目標管理型のマネジメントの構成要素となっております。

このパラグラフの最後、9行目ですけれども、「そして、原子力規制行政への信頼の回復は、これらの各施策の着実な実施を通じて実現される究極の目標であると考える。」と記載しております。これは昨年5月(※正しくは、昨年6月14日)の政策評価懇談会(政評懇)で信頼の回復が極めて重要ではないかという指摘がございましたので書いておりますけれども、究極の目標という表現がもしかしたらオーバーかもしれません。

次のパラグラフ、12行目からですけれども、「第1期中期目標期間の取組について総括すると、」ということで、これも政策評価懇談会(昨年11月22日開催のもの。以下同じ。)の指摘を受けまして、この前文の中で第1期の総括をしております。実際には、この通しの5ページの12行目から34行目にわたって総括をしておりますけれども、主な取組を第2期の中期目標案の柱建てベースで記載しております。ということで、もしかしたら第1期の中期目標ベースで、その目標が達成されたか否かを書くべきなのかもしれませんけれども、とりあえずの案としてはこのように記載させていただいております。

その次のパラグラフ、26行目からですけれども、上のパラグラフは取組についての総括でございますけれども、26行目からは組織及び体制についての総括でございます。発足当初、473人にすぎなかった定員が、JNES(原子力安全基盤機構)の統合などを経て、昨年度当初で1056名に至っているといったことを記載しております。組織、体制ということで、定員のことであるとか、あるいは原子力規制委員会設置法の附則に基づく組織見直し、あるいはIAEA(国際原子力機関)の総合規制評価サービス(IRRS)などについて記載しておりまして、クロノロジーが若干分かりにくくなっている可能性はございますけれども、と

りあえず、このような記載をさせていただきました。

34行目で、「このように、第1期中期目標の期間で、原子力規制行政の礎を固めることができたといえよう。」ということでまとめております。これに続いて、第2期の目玉といいますか、ポイントについて、あくまで事務局提案でございますけれども、記載しております。「これに対し、第2期中期目標期間は、原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチの更なる適用やバックフィット制度の更なる体系化を図ったりするなど、規制を洗練させる期間と捉えられる。」と。

その次の「加えて、組織面では、」というところでございますが、ここで政策評価懇談会で指摘を受けました将来の見通しについての認識なども書いてはどうかということがございましたので、一方で具体的な将来見通しもなかなか難しいところもございますので、新しい課題に柔軟に対応できる組織作りということにつなげさせていただいております。その記載が通し番号の6ページ目の上の方に続いております。「新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進めることが肝要である。そのような組織作りの一環として、原子力規制庁の個々の職員が、いわゆる官僚主義に陥らずに、主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間とも捉えられる。」と、このパラグラフを締めくくっておりますけれども、「官僚主義」というワーディングについても、いわゆる官僚的組織の悪い面を表したものでございますけれども、用語として適当かどうかというのは御議論あるかもしれません。

その次の6行目からの「第2期中期目標は、第1期に引き続き規制等の主要な活動に対応した構成となっており、」というパラグラフで、第2期中期目標がどういうものかを一言でまとめて説明しております。

最後のパラグラフ、12行目からですけれども、「原子力規制委員会は、この中期目標を起点とするPDCAサイクルにより継続的な改善を図るとともに、これらの目標を達成することを通じて、その任務を果たし続け、国民の原子力規制行政への信頼の回復に努めることとする。」という締めくくりを述べておりますけれども、場合によっては、前文に対応して、後書きという形でこういった決意表明をまとめるという構成もあり得るかなと考えております。

なお、政策評価懇談会での指摘で、専門用語に注釈を付けて分かりやすく記載するようにというものがございまして、前文の中に出てくる「PDCA」といったものにも付けるかどうか、次の通しの7ページ以降、下の方に注釈をいくつか付けておりますけれども、もう少し、こういった用語にも付けるべきではないかといったこともあろうかと思いますので、御指摘いただければと考えております。

以上が前文でございます。

続いて、通し番号で7ページ目からで、中期目標の内容に入ってまいりますけれども、「第1 中期目標期間」は2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年としております。

「第2 組織目標」は、現行(第1期)と同じですけれども、「原子力に対する確かな 規制を通じて、人と環境を守ること」。

「第3 施策目標」というところで、前回(昨年12月25日)まで御議論いただいた骨子案をベースに、御指摘を踏まえた修正を図っております。

1つ目の柱が「1.独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」ということで、原子力規制委員会での指摘を踏まえまして、この施策目標の文言を短く簡潔にするとともに、下の「(戦略)」というところを、(1)から(8)まであったのですけれども、それを分かりやすく大くくり化しております。

「(戦略)」の(1)ですけれども、「(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践」ということで、原子力規制委員会の理念に関する戦略をここでまとめました。1つ目が、独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うといったこと。その次が、透明性を確保するに当たり、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上をはじめとして、規制にかかわる情報の適時・適切な開示を徹底して、説明責任を果たすといったことで、これは政策評価懇談会での、情報の開示は必要なのですけれども、肝心のものを情報の洪水の中に埋めてしまわないようにといった指摘を踏まえまして、このような表現としております。その次が、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなく、その危機意識まで確実に次世代の職員に承継する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持するとしております。最後に、安全文化、核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を継続するとともに、その現状を自己評価するということを、あわせて(1)のまとまりにしております。

「(2) 規制業務を支える業務基盤の充実」というタイトルで、長官官房の横断的機能を中心にまとめております。最初のポツ(●)にありますマネジメントシステムのこと、2つ目が国際関係。これは、国際機関、多国間、二国間の協力を通じ、原子力安全(セーフティ)、核セキュリティの向上や保障措置(セーフガード(SG))の着実な実施に貢献するということで、書いてございませんけれども、国内外の原子力安全、核セキュリティ、保障措置に貢献するという意味でございます。3つ目が公文書管理の件、4つ目が組織体制、人員態勢の資源配分の件、その次がバックオフィス、最後に訟務対応、法的判断ということでまとめております。

続いて、通し番号8ページ目、「(3)職員の確保と育成」ということで、人材関係のものをまとめております。1つ目が、職員が国家公務員としての倫理観を保持して、規律を守り、職務に専念すること。2つ目が、新卒者、経験者の採用、さらに志望者の裾野を拡大する取組についてでございます。3つ目が、0JTに加えまして、国際会議等への積極的な参加、その他、職員の育成についてのこと。さらに、育成に当たって、行政事務能力と原子力規制に必要な専門技術的能力とのバランスを念頭に置くということで、ここも政策評価懇談会の指摘を踏まえまして、具体的にどういう分野の人材育成をするのかというところに対応いたしまして、必要な能力について、ある程度具体的に書き込んでおります。

ここで書いておりませんけれども、国内外の大学院等への留学制度もやっておりますので、そういったことも含めて進めてまいります。その次が職員の能力の発揮のところですけれども、適切なキャリアパスを提供することで、能力を最大限に発揮させるよう努めるということで、ここは原子力規制委員会での御指摘を踏まえて、この後に続いていた組織のパフォーマンスというところは削除しております。その次が業務上の相談、助言が効果的に実施できるような環境の整備、最後が「『原子力規制委員会における安全研究の基本方針』を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、」ということで、これも政策評価懇談会での指摘を踏まえまして、どういう分野で研究を進めていくかという指摘を踏まえまして、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を引用することで、原子力規制委員会として取り組む研究分野について記載した文書にひも付くようにいたしました。

次に、2つ目の柱ですけれども、「2.原子力規制の適正な実施と技術基盤の強化」でございます。骨子案の段階では「厳正かつ適切な実施」という言い方だったのですけれども、原子力規制委員会での指摘を受けまして、この施策目標を簡潔にするとともに、「厳正かつ適切な実施」という表現については、単に厳正であればいいというものではないという(政策評価)懇談会での問題提起も踏まえまして、「適正」というワーディングにしてみております。これ以降も何回か、「厳正かつ適切な」としていたところを、「適正な」と変えておりますけれども、このような表現がよろしいかどうかはまた御議論ではないかと思っております。

それで、「(戦略)」ですけれども、「(1)原子炉等規制法に係る規制の実施」でございます。この中身は通しの9ページ目になりますけれども、法定の審査、検査を適正に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させないとしております。ここで、骨子案の段階では規制を実施するということで結んでおりましたけれども、それでは目標らしくないという指摘もございましたので、このような書きぶりとしております。一方で発生させないという言い方は若干強過ぎるかもしれません。その次が、事業者による安全性向上評価の適正な確認や、審査、検査などにおけるコミュニケーションを通じて自主的取組を促進させること。それから、トラブルに関して、原因究明、再発防止策を適切に行うこと。それから、使用済燃料について、より安全性の高い乾式貯蔵を促すということでございます。これらは骨子案の段階でも提示しておりましたけれども、使用済燃料うんぬんについては少し個別具体的過ぎるかもしれません。

続いて、「(2)最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善」でございます。ここでは安全研究を含めまして、新知見を反映することに関するものをまとめております。1つ目が、規制課題を踏まえた安全研究を行って、最新の知見を蓄積していく、2つ目が、国内外の最新知見を収集して、重要なものについては適時、規制基準に反映するというもの、3つ目が、原子力規制委員会自身で行っている審査から得られた経験を基に、現行の規制基準について改善を図るというものでございます。

続いて、「(3)改正原子炉等規制法の着実な施行」で、原子力規制検査と品質管理体制の強化について、その立ち上げと定着を図っていくというものでございます。

「(4) 規制活動の継続的な改善及びニーズへの対応」ということで、改善、ニーズ対応についてのものをまとめております。1つ目が、審査状況・課題の明確化を図ること、それから、バックフィットについて体系化を進めること、3つ目がリスク情報を活用したグレーデッドアプローチ、4つ目が廃棄物の処理・処分を円滑に進めることができるように規制面の対応を進めること。ここでクリアランスについて明示しておりませんが、もしかしたらクリアランスについても言及すべきかもしれないと考えております。

続いて通しの10ページ目ですけれども、3つ目の柱でございますが、「3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」でございます。ここについては、骨子案の内容から大きくは変えてございませんけれども、各個別戦略について記述を具体化しております。「(1) 核セキュリティ対策の推進」ということで、御覧いただくと分かるように、「核セキュリティ上重大な事象を発生させない。」であるとか、(2) では「保障措置拡大結論を維持する。」という表現にしておりまして、単に取り組むというところから進めて、「発生させない。」、「拡大結論を維持する。」というところまで書いております。続きまして、4つ目の柱、通しの11ページ目でございますけれども、「4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」というところで、これはほぼ骨子案のとおりでございます。

- 「5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」でございますけれども、こちらにつきましては、この施策目標(の文言)自体を若干短くしているほか、個別戦略の並び順について変更しております。「(1)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善」、「(2)放射線防護対策の推進」、ここの順番を骨子案から変えておりますけれども、上流側から下流へということで、「(3)原子力災害対策指針の継続的改善」、「(4)危機管理体制の整備・運用」、「(5)放射線モニタリングの実施」となっております。
- 「(4)危機管理体制の整備・運用」のところで、政策評価懇談会での指摘を踏まえて記載の充実を図っております。1つ目の危機管理体制について、職員の配置でありますとか、マニュアル、通信ネットワーク類の整備といったことを具体的に書き込んでおります。また、2つ目の事業者訓練につきましても、「審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練」といったことを書いております。

長くなりましたけれども、(第2期)中期目標案の説明は以上でございます。

## ○更田委員長

それでは、どなたからでも。

## ○田中委員

今日は、どういう議論の(進め方になるのですか)。項目ごとにやるのか、あるいは。 ○更田委員長 項目ごとに進めるというよりは、主なものと思うものから言っていただければと思います。細かい表現ではなく、まだまだ(取りまとめまで)時間はありますので、今日、最終的な表現にするわけではないので、大きな項目で、何か抜けているとか、あるいは強い違和感を覚えるというところを指摘していただければと思います。では、田中委員から。

## ○田中委員

今、事務局から話があったのですけれども、何か所かで「重要な事象を発生させない。」 という言葉が出てくるのですね。これは議論すべき点かと思うのですけれども、我々とし ての目標ですから、意思の表明ということでいいか分からないのですけれども、「発生さ せない。」という言葉でいいのかどうか、委員の中で議論してもいいのかなと思うのです。

# ○更田委員長

これは縮めて言うと結果責任ですね。だから、どんなプロセスであろうと、どんな過程であろうと、何かの結果が生じてしまったら、その結果に対して責任を負うと。これは(これまでの)私と事務局との間の会話の中で出てきましたけれども、ただ、各国の規制当局ともに、目標にはこういった表現を掲げている例が見られるので、やはり結果責任というのは一般的に掲げておくものかなと思いましたけれども、いかがですか、ほかの委員。

## ○田中委員

初め見たときに、「えっ」と思ったのですけれども、その後、じっくり考えて、結果責任といいますか、こういうことを重要なメッセージとして出すことは、私としては必要かと思います。

## ○更田委員長

ほかの委員、いかがですか。伴委員。

# ○伴委員

ある種の決意表明という意味ではいいのですけれども、一方で結果オーライみたいな形にならないかというのが、そこが若干違和感を覚えるところでもあるのですね。

# ○更田委員長

石渡委員。

#### ○石渡委員

これは目標ですから、目標を書くという意味では、私はそういう表現はあっていいと思います。

#### ○山中委員

私もその表現を盛り込むのは結構かと思います。

# ○更田委員長

伴委員の指摘ももっともで、結果オーライだったら、プロセスが(問われないことになりかねない)。ただ、一番明確な指標ではあるのですね。だから、結果オーライにならないようにというのは、ほかの部分でそれを補うのではないかと思いますけれども、どうですか。

## ○伴委員

つまり、ここでの議論を通じてそういう理解であることが浸透していればそれでいいと 思います。

# ○更田委員長

田中委員、ほかにありますか。

## ○田中委員

また別のところで、前(昨年11月13日の原子力規制委員会)の骨子案の議論のときに発言しなかったのですけれども、気になっていますのは、JAEA(日本原子力研究開発機構)のいろいろな施設の廃止措置等の監視をしっかり見るのだということは戦略の中に書き込まなくていいのかどうかを議論させていただければと思うのです。

## ○更田委員長

JAEAと特化するかどうかは別として、廃止措置ですね。廃止措置を決めた炉、それから、既に廃止措置計画を申請ないし認可されている炉が実用炉で随分あって、更に言えば、ここのところ、ほぼ悪戦苦闘と言っても正しい表現だと思いますけれども、JAEAの東海再処理施設。これは廃止措置といっても、ガラス固化を含んだ話なので毛色が違いますけれども。廃止措置は特出ししてもいいかもしれないですね。

山中委員。

### ○山中委員

細かな話になるから後にしようかなと思ったのですけれども、例えば、通しページの9ページの8行目に使用済燃料うんぬんというのが書いてあるのですけれども、こういう細かい話を出すのであれば、廃止措置のもう少し大きなところを、(2.の)(1)か、あるいは(3)に入れていただいた方がいいのではないかと。

## ○更田委員長

確かに、これは細か過ぎる。

# ○山中委員

大切なのはもちろんそうですし、我々としても進めたいとは思っているのですけれども、 もう少し大きな表現にするとか、あるいは廃止措置の規制の話を盛り込んでいただく方が いいかなと思います。

## ○更田委員長

この機会になんだけども、規制の果たす役割は大きくはないのだけれども、廃止措置そのものよりも、廃止措置によって発生する廃棄物をどうするかということの方が実は難しいケースがほとんどであって、廃止措置はもちろん技術上の課題もあるし、特に作業員の方の安全を図りつつ廃止措置を進めるということは容易ではないし、それから、きちんと見ていく必要のあることだけれども、多くのケースにおいて、そこで発生した廃棄物が、L3 (放射能レベルの極めて低い廃棄物) はどこへ行くのだ、L2 (放射能レベルの比較的低い廃棄物) はどこへ行くのだ、果たしてL1 (放射能レベルの比較的高い廃棄物) はどこに

行くのだということの方がよほど時間がかかっているし、難しいケースもある。ただ、ここで、規制が果たす役割とは何か。もちろん、L1、L2、L3に対しての規制要件を整備するということはここにも書かれているし、それから、クリアランスもそうだろうと思うのですけれども。だから、田中委員の指摘を受けるとすると、廃止措置そのものと、それから、廃止措置に伴う廃棄物をきちんと管理ないし処分されること、そこでの規制上の役割を果たしていくことになるのだろうと思います。

# ○田中委員

そういう方向で結構かと思います。今、廃棄物の話があったので、通しページの9ページのところ(30行目)で、「ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。」とあって、先ほど事務局からありましたけれども、専らウラン(を含んだもの)<u>の</u>、いろいろなもの、クリアランスをどうするか、今後の重要な課題ではあるのですけれども、ウラン廃棄物の処分についてうんぬんのところに含めると思っていいのか、別に書いた方がいいのか。別にここに含まれると思ってもいいかと思うのですけれども。

## ○更田委員長

専らウラン(を含んだもの)という、要するに、天然核種ですね。クリアランスと処分は、やはり別途それぞれで書かれるべきかなと私は思って(いて)、というのは、一方は離隔のプロセスだし、一方では希釈のプロセス。離隔の後、希釈と、厳密に言えばそういうところはあるのですけれども。だから、別途書かれるべきだろうし、それから、ウランのクリアランスは、他のクリアランスとはそもそもの考え方が違うので、そこを議論して、あとは決めの問題というころがありますけれども、天然核種についての議論は一定程度これまでにも行ってきたところなので。天然核種として特出しするのか、それとも処分の中で天然核種についても触れる、それから、別途クリアランスについては、一般のクリアランスと、さらに別にウラン廃棄物だけではなくて、その他の放射性廃棄物に関しても、今まで割と金属で進んでいるケースがあるけれども、コンクリートであるとか、より大きなものであるとか、クリアランスはまだいくつか解決しなければならない問題はあるので、それは書き方の問題だと思いますけれども。

ほかにありますか。

## ○田中委員

ここの中にも載っているのですけれども、人材育成とか確保は重要な点だと思うのですね。今後、重要な業務に対して人を割り振り、また、ここでそれができるような人材を育成していくことは重要なことであるかと思うのですけれども、通しの8ページ目の上の方(2行目)に、「組織体制及び人員態勢等の資源配分を不断に見直す。」と書かれているから、そういう中にも私が今、心配したようなことも入っているかと思いますので、結構かと思いますけれども、今後、新しい業務の内容等が変わってくるときに、人をどう育成していくのか、人をどう割り振るかが大事かと思うのですけれども、それを特出し的に書かなくても、大きな考えを書いているのでいいかと思います。

もう一つ、どこかで「裾野を拡大」とかいうことがありましたね。通しの8ページ目の (12行目から) 13行目に、「志望者の裾野を拡大する」と (ありますが)、これはどうい うイメージなのかよく分からないし、また逆に言うと、アメリカのNRC (米国原子力規制 委員会 (USNRC)) では結構若い人がそこに入ることを希望する人が多いのですね。とい うことは、魅力を感じるから入るのだと思うのですけれども、そういう魅力を感じられるような組織を作るとか、そういうことも大事かなと思って、「志望者の裾野を拡大」とい う意味がよく分からなかったので、この辺、少し議論できたらと思います。

## ○更田委員長

表現は工夫の余地はあると思うのですけれども、ただ、NRCに関しては、およそ10年前まで、米国の政府機関の中で非常に人気が高かったのは事実だけれども、ここ数年では随分ね。かつてNRCの志望理由が高かったのは、まず業務量に比べて要員数が多いと。極端に言うと、1人の作業量というのが(少ない)。それから、原子力規制庁とは随分置かれている状況が違うのは、規制当局と、それから、電気事業者であるとか、いわゆる被規制者と規制側との間の人材が回る環境にあるということ、それが大きいですし、それから、元々米国における人材流動性の高さというのはあるのだろうと思います。(日本の場合、)例えば、いわゆるノーリターンルール(原子力規制庁の職員について原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないルール)という状況もあって、NRCとの比較はなかなか難しいかなとは思います。一方で、これまでの採用の経緯から言えば、余り専門分野等にこだわらなくてもという意味で、そういった趣旨をにじませて、「裾野」というのは出たのだろうとは思いますけれども、この点はいかがですか。

山中委員。

## ○山中委員

私も人材の確保というのは項目としてはかなり大事かなと。リクルートと人材育成と両方大事な面があるかなということで、「裾野を拡大する」という表現で書いていただいたので、リクルート活動も積極的に行っていく、あるいは魅力的な組織にしていくという意味も込めて書いていただいたのかなということで理解はしたのですけれども、では、実際どうするのかなというのが、かなり難しい。原子力規制庁という、かなり狭い分野の省庁になってしまったので、リクルート活動をうまく進めていくというのが、かなり工夫が要るかなと思います。

#### ○石渡委員

この裾野の拡大というのは、例えば、今行っている事業の中では、(原子力規制)人材育成事業ですね。各大学等にお願いして、課題を募集して原子力規制庁が行っている(原子力規制)人材育成事業などがこれに当たるのではないかと思います。職員の確保と育成というところで、現行(第1期)の目標にあって、ここにないもので重要なものはどれかと見てみたのですが、それは多分、「専門的な知識と経歴等を要する職務と責任に応じた処遇を行う。」というのが今(第1期)の目標には入っているのですけれども(通しの26

ページ)、それがすっぽり抜けているのですね。私はこれは絶対必要ではないかと思うのですよ。これは抜いてはいけないと思うのですね。やはり、それがないとモチベーションが保てないですよね。ですから、そこのところは、抜く理由があるのだったらば言っていただきたいのですけれども、これは抜かない方がいいと思うのですが、いかがですか。

## ○更田委員長

これ、第1期では、恐らく研究職を意識して書いたのかな。必ずしもそうではないのかな。

# ○石渡委員

特に研究職を意識してというようには読めないですけれども。

## ○更田委員長

ただ、実際にそれが可能かという観点もあったのだろうと思うのですけれども。「処遇」 というものの取り方にもよりますけれども。

# ○村山長官官房政策立案参事官

参事官の村山ですけれども、「処遇」という文言は入っていないのですけれども、通し番号8ページ目の19行目のポツにある「キャリアパスを提供する」というところにそういった処遇面も含まれていると考えております。

## ○石渡委員

「キャリアパス」というのは新しい言葉で結構なのですけれども、そこにこの「処遇」 というのが入っているかどうかというのはなかなか明示的ではないと思うのですよね。 以上です。

#### ○更田委員長

はい、(田中委員、) どうぞ。

## ○田中委員

小さな言葉遣いが気になるところはちょこちょこあるのだけれども、それは別にして、セーフティと核セキュリティ、それから、セーフガードのところもしっかり書いていただいているのですが、1個気になるのは通しの10ページでしょうか。26行目に「安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する」という言葉があるのですね。「干渉」という言葉の意味が「相互に関係する」ということだったらいいのですけれども、これがネガティブな意味だとすれば、表現は変えていいのかなと思うのですけれども、「干渉」という意味は、これは相互に単に関係するということは、悪い場合もあるし、いい場合もあるということですから、そういうシナジーを生む場合もあるのですけれども、「干渉」という言葉の意味が誤解されなかったらいいのですけれども、いかがですかね。

#### ○更田委員長

ここは恐らくネガティブな方の意味で使っているのだと思うのです。だから、ネガティブなケースがあるので、それに対する対応をとりましょうということで、ここは「干渉する場合」というのはネガティブな意味で使っているのだと思いますが、一方で、ハーモナ

イゼーションという言い方をしたりもするし、ネガティブな意味ではなくて、例えば、SG 情報がどちらかもう一方に利用できるというようなケースもあるけれども、それは別途触れるのではないかなと思いますけれども。

## ○田中委員

だとすれば、プラスというか、ハーモナイゼーションとか、シナジーとか、そんな効果 もあるということも書いた方がいいのか、この「干渉」という言葉の意味が誤解されない 方がいいのかと思うのですけれども。

# ○更田委員長

あと、そもそもなので、これは項目数からいってしようがないのですけれども、そもそもPPとSGを同じ項目にまとめてしまうのかというのはやや疑問ありで、それぞれ別項で立った上で相互の間のというのは、これはセーフティ(原子力安全)と核セキュリティとセーフガードなので。

例えばSGというのは、保障措置というのはどうしてもそんなに長くいろいろな文書で語られるものではないけれども、非常に重要な分野であって、また、その分野独特の難しさもあるので、少し保障措置のところなんかはきちんと一つの固まりとして明示した方がいいような気はしますけれどもね。

## ○田中委員

保障措置については、その上の(3.0)(2)のところにきちんと書いているのですけれどもね。

## ○更田委員長

いや、もう一つ上のカテゴリーになってもいいかなと思うぐらいではあるのですけれども。

ほかにありますか。田中委員、もういいですか。 伴委員。

# ○伴委員

話が変わりますけれども、通しページの7ページ目の下の方の(2)というところの2つ目のブレット(ポツ)なのですけれども、ここに国際活動に関することが書いてあって「原子力安全、核セキュリティの向上や保障措置の着実な実施に貢献する。」とあるのですが、これが国内のプラクティスの改善のことを言っているのか、国際的な何か活動のことを言っているのか、必ずしも明確ではないのかなというのは思います。

恐らく両方が必要であるということと、それから、原子力安全、核セキュリティ、保障措置といったときに、ここに放射線防護が入っていなくて、放射線防護については、(第2期中期目標案の)一番後ろのページ(通しの12ページ)の上の方の(2)のところにIAEAやICRP(国際放射線防護委員会)等の最新の基準うんぬんとあるのですが、そうすると、今度は国際的な貢献というのはここにはやはり入ってこなくなるので、その辺の書き方を工夫する必要があるのではないかなと思います。

# ○更田委員長

今ので浮かんだのですが、余計な話かもしれないけれども、IAEAのSF-1 (基本安全原則 / IAEA Safety Standards, Fundamental Safety Principles, Safety Fundamentals, No. SF-1) のときの議論の流れに沿うと、放射線防護が筆頭に出てくる。なぜ安全を確保するかといったら、放射線の影響から防護するためで、放射線防護というのは工学的安全よりも本来は上位の概念であるはずなのだけれども、そういううるさいことを言うと(切りがない)というところはあるのかもしれない。

ただ、これは「5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」という中にRI(放射性同位元素)規制が出てくるのだけれども、これはあれですか、原子力規制庁の組織に沿っているから、こういう書き方になっているのだけれども、放射線防護がRIの規制だというのは何か変ですよね。

「(基本的考え方)」のところには、少し防護そのものについての表現があっていいかもしれない。今、これは放射線防護グループの仕事のことになっているので、それは組織との対応がついていること自体は、私は前にも言ったけれども、組織との対応がついていることは悪いことではないと思うのですけれども。

ほかにありますか。伴委員、いいですか。

## ○伴委員

その関係でいうと、通しの11ページの「5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」の(「(基本的考え方)」の)最初のところ(ポツ)で「原子力利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を適正に実施する。」、これはおかしいと思うのですね、やはりね。

# ○更田委員長

先ほど言ったのはそういう意味です。これは明らかにおかしい。 山中委員、いかがですか。

# ○山中委員

私、一つ気になった点が前文のところなのですが、前文を付けていただいたのは非常によかったかなと思うのですが、「信頼の回復」、これが通しの5ページの9行目、あるいは通しの6ページの14行目に2回出てくるのですけれども、これは第1期の目標であれば、新たに原子力規制庁あるいは原子力規制委員会が設立したので、原子力行政への信頼の回復というのが非常に大切だというのがうたわれるのはいいのですが、第2期に向けての前文でこれが2回出てくるというのは違和感があるかなと。

むしろ「原子力行政への信頼を更に増す」とか、あるいは(原子力行政への信頼の)「向上に向けて継続的に努力する」とかというような表現が最後にあるのが適当ではないかなと。「信頼の回復」という表現は第2期には余りふさわしくないのではないかなという感じがしたのですけれども、これもほかの委員の御意見を伺ってみたいなというところなのですけれども。

## ○更田委員長

私はそもそも前文でいうと、ここの表現に極めて強い違和感を持っていて、信頼うんぬんというのはついてくるものであって、目標ではないのではないのという(考え)。あくまで目的は、放射線の悪い方の影響から人と環境を守るというのが目標であって、信頼される、されないうんぬんは目標として掲げるものではないのではないかと思っていて、実は第1期のときも私は(原子力規制委員会に)いたのだけれども、第1期のときにも違和感があったのですが、ただ、この原子力規制委員会は多数意見が形成されたものが反映されるので、私はそのとき少数意見だったのですけれども。改めて言うと、この前文には表現に関してそこかしこに違和感があるというのは事実です。

田中委員。

## ○田中委員

今、山中委員あるいは更田委員長からのいろいろと議論を踏まえると、信頼の回復は目標ではないと思いますし、また同時に、(通しの5ページの)この文章で10行目のところに「究極」というまた変な言葉が出てくるのですよね。しっかりやることによって、結果として信頼が回復されることが伴ってくるという、それを目指すべきであって、目標ではないと思う。この辺のところは少し表現を変えた方がいいのかなと思いますけれどもね。

## ○更田委員長

少しというか、大分変えた方がいいと思います。

ほかの点はありますか。

石渡委員。

#### ○石渡委員

先ほど(1. の)「(3)職員の確保と育成」のところで、今(第1期)の目標にあって新しい(第2期の)目標にないものということで一つ申し上げたのですけれども、そういうものがほかの場所でもいくつかございます。例えば、「1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」というところですね。ここの「(戦略)」のところで最初の方に、今(第1期)の規則(※正しくは、中期目標)ですと、例えば、「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、」という文言が書いてあったのですけれども(通しの22ページ)、これが抜けてしまっているのですね。

それから、あと、(第1期には)(原子力規制)国際アドバイザー等との意見交換を行って、国内外の多様な意見を聞くというような文言があったのですけれども(通しの22ページ)、これも抜けてしまっているように思います。

それから、(1.の)「(2)規制業務を支える業務基盤の充実」というところの1番目のポツのところですね。ここのところにマネジメントシステムの見直しが出てくるのですが、これが「職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、マネジメントシステムを見直し、」ということで、そもそもマネジメントシステムを改善していく目標が何であるのかということがここに書いていないですね。

例えば、安全文化の確立とか、規制の改善とか、いろいろそういう目標があってマネジメントシステムを変えていくと。職員が活用しやすくするというのも一つかもしれませんけれども、それは、でも、マネジメントシステムを見直す目標ではないと思うのですよね。そこのところが気になります。

それから、前(第1期)の文章には行動規範の厳格な運用ということが書いてあったのです(通しの22ページ)。これは、例えば(第2期の1.の)(3)の最初のところ(ポツ)の「職員の指導監督を厳正に行う。」、これは新しく入った文言なのですね。これと関係しているのかもしれないのですけれども、ただ、「行動規範等を厳格に運用する。」ということが入っているか、入っていないかで大分これは違ってくると思うのですね。そこのところが最初の(1.の)部分の一つです。

それから、あと、(第2期中期目標案の)一番後ろの方の緊急時対応のところ(6.)なのですけれども、今、現行(第1期)の目標の中には「シビアアクシデント」という言葉がここに入っているのですけれども(通しの28ページ)、これは新しい案(第2期中期目標案)からは抜けているのですよね。これはどうですかね、これは更田委員長のお考えを伺いたいのですけれども、入れておいた方がいいのではないかと思うのです。

全体を通して読んでみると、先ほど事務局の方からも説明があったのですけれども、例えば、2番目の項目の「2.原子力規制の適正な実施と技術基盤の強化」という、この「適正な」という言葉遣いが、前(第1期)はこれは「厳正かつ適切な」というような言葉遣いになっていたのですね。「厳正かつ適切な」というのと、それを「適正な」と言い換えると大分印象が変わります。何かやはり厳格さが足りなくなったような感じがしないでもないのですね。

そこのところは言葉遣いの問題で、余り内容が変わるわけではないと思うのですけれども、ただ、厳正にやるのだということはやはり大事なことだと思うので、「適正な実施」という言葉に変えていいかどうかというところは、私は前(第1期)の言葉に戻した方がいいのではないかというように思います。

以上です。

#### ○更田委員長

最後のところを解説すると、これは政策評価懇談会で「厳正かつ適切」というのはよく 意味が分からないという指摘を受けたのを受けて、事務局の方で「適正な」と(表現を変 えた)。ただ、私は、これは「厳正かつ適切な」というのは、分からない人はいるかもし れないけれども、元(第1期)の表現でいいと思っていて、私も元(第1期)の表現に戻 した方がいいと思っています。

そのときの議論でいうと、余り海外の例ばかり引いたところで、参考になるか、ならないかはそれぞれの判断ですけれども、政策評価懇談会のときに申し上げたのは、USNRCの場合はアデクエート・プロテクションという言い方をして、サフィシエントではなくてアデクエートなのですよね。そこに「適切な」というか「適正な」という意味をそれで表現し

ているのだけれども、ただ、規制当局の置かれている状況の違いも考えて、それから「厳正かつ適切」というのは、私は確かに政評懇での御指摘にうなずけなくもないのだけれども、でも、ここで私たちの目指しているもののニュアンスはこちらの方がよりふさわしく表現していると思いますので、私は元の表現でいいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

## 田中委員。

## ○田中委員

ここに(ある)修正の(方の言葉)というか、「適正」という言葉が「厳正かつ適切」ということだということが国民的に共通認識となっていればいいのだけれども、今はそこまではなっていないのではないかと思いますし、やはり「厳正に審査する。」という言葉は(いつも業務で)いっぱい使っていますから、私とすればやはり「厳正かつ適切な」の方が、前の方がいいかと思いますけれども。

## ○伴委員

余り私はそこにこだわりはないのですけれども、厳正であることは大事で、でも、同時 にグレーデッドアプローチとかいうことを言っていますので、その辺の合理性というか、 それはきちんと確保していきますということが分かれば、それでいいのではないかと思い ます。

## ○山中委員

「厳正」というのを付け加えるということについては、違和感はありませんし、むしろその方がいいかなと思います。

#### ○更田委員長

それから、石渡委員からお尋ねのあったシビアアクシデントですけれども、これは原子力規制委員会を発足させる際の炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)の改正の中で、新たに基準を設けてというのは、どこの部分で基準に大きく求められたのは、いわゆる今、重大事故等対策と呼ばれているシビアアクシデント対策に係る規制要件を基準の中で定めて、それをバックフィットさせるということがあったので、第1期のときには、いわゆるIAEAの定義でいう深層防護でいえば、第4層に関わる規制ということでシビアアクシデント。

ですから、その分野の人にとっては、リスクという言葉が出てくると、イコール、シビアアクシデントがついてくるのですけれども、やはりどこかに書いておいた方がいいのだろうとは思いますが、その表現で悩ましいところがあって、例えば、いわゆる事故に関わる研究をしていた人の間の共通理解でいえば、軽水炉に関して「炉心損傷」といったら「炉心溶融」のことなのですよね。

だけれども「炉心溶融」を「炉心損傷」と言い換えたというような批判が東京電力に対してなされたりして。では「炉心融解」という言葉と「炉心損傷」という言葉とどちらが一般に使われていたかというと、シビアアクシデント研究の世界では「炉心溶融」という

言葉よりも「炉心損傷」の方がずっと一般的に使われていて、炉心損傷事故というのは、 もうイコール、炉心が溶けた状態の事故だというのがその分野の中で共通理解だったもの で、「炉心損傷」という言葉を使ったら「炉心溶融」を「炉心損傷」と言い換えたという 形になってしまうと。

「シビアアクシデント」とか「過酷事故」とか「炉心損傷」、それから「炉心溶融」、それから、今は元々「重大事故等」という。重大事故も、立地評価指針(原子炉立地審査指針)の中での重大事故とここ(第1期中期目標)で言う重大事故とは意味が違うし、ですから、表現は少し具体的にどういう表現をとるかは考えなければならないですけれども、そういったいわゆるシビアアクシデントに対する言及というのはどこかにあっていいと私も思います。

ほかに何か。

伴委員。

### ○伴委員

これ全体を通して見たときに、安全文化とか核セキュリティ文化というのを相当意識した作りになっていると私は理解したのですが、そういう観点から参考になるのが、2016年に(OECD(経済協力開発機構)の)NEA(原子力機関)が出した規制機関の安全文化に関する短いドキュメント(The Safety Culture of an Effective Nuclear Regulatory Body)があるのですけれども、その中で5つのプリンシプルがあって、大体その精神はここにちりばめられていると思いますが、一つキーワードとして出てきていないのは「リーダーシップ」という言葉があるのですよね。リーダーシップ・フォー・セーフティが組織内のあらゆるレベルで発揮されることというのが一つのプリンシプルになっていて、さらに、そのことは(原子力規制委員会)マネジメント規程でも出てきている。だから、キーワードとして入れておく必要がないかどうか。入れたから何が変わるかというのは疑問なのですけれども、キーワードとして入れておく必要がないかどうかと、そこが気になったところです。

## ○更田委員長

それは安全文化が語られるときに、常にほぼ筆頭に出てくる用語ではあるのでとは思いますけれども、この点はいかがですか。よろしいですか。

ほかにありますか。

私からも1点で、これは大きな固まりなのだけれども、通しページでいうと9ページですが、(4)に「リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。」と書かれていて(27行目)、グレーデッドアプローチには随分触れられているのだけれども、グレーデッドアプローチというのは、前提として、ここには書かれているけれども、リスク情報活用が、「リスクに応じた」というアプローチなのですが、一方で、リスク情報活用そのものに関しては余り触れられていないのですね、これ。リスク情報活用がもうじゃぶじゃぶ得られる状態になっている

のだったら、これでいいのだけれども。

また、もう一つは、リスク情報活用には非常に危険というか、不安というか、懸念が3つあって、まず、そもそも技術がついてくるかどうか。例えば、炉心損傷確率だなんだと言ったところで、いわゆる内的事象、故障であるとか人的過誤に基づくものに関しては、長い歴史があるけれども、外的事象に関して言うと、地震、津波が緒についたところ。それから、その不確かさをどう捉えるか。

更に言えば、リスク評価といっても、炉心損傷確率までのところを今しっかり充実させようとしているけれども、その後に今度はそれが格納容器の破損確率、それから、ソースターム、放出量と放出タイミングと放出核種ですね。

更に言えば、防護措置も含めた上での最終的な人に対するリスクへどう結び付けていくかというところがあるけれども、リスク情報活用は重要だし、一方で、技術がついてくるか。それから、実施するのは、これはもう施設を持っているところでしかできないので、事業者がちゃんとついてこられるか。それから、その限界を正しく伝えることができるかどうか。この3つが大きな懸念なのですね。だけれども、懸念はいっぱいあるけれども、触れないでいいのかとは思えないし、5年間という期間を考えると、リスク情報活用に対してはしっかり触れておいた方がいいのではないかと。

一足飛びにそれが性能目標だとか、そういったものに結びつくものではないかもしれないけれども、ちょうど(新たな)検査制度(原子力規制検査)が本年4月から施行されると。その検査制度の中では、検査頻度であるとか、検査項目に対してリスク情報を活用していこうとしているし、それから、何か事象が起きたときに、その重要度に関しては、リスク情報を活用していこうと、SDP(安全重要度評価)みたいなプロセスがあるわけだけれども、そういった個別のことより、もっと前提にリスク情報活用に関してしっかり触れておいた方が、5年というスパンを考えたら、いいのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

# ○田中委員

よろしいですか。今、更田委員長が言われたことは全く同感でございまして、これは単にリスク情報活用したかという(ことだけではなくて)、いかにリスク情報を活用的なものを作っていくかが大事だと思いますので、これは別項目というか、別にしっかりと説明しておいた方がいいかと思います。今後5年間の重要なところだと思います。

#### ○更田委員長

これは事業者に対するメッセージかもしれないけれども、事業者は事業者でリスク・インフォームド・デシジョン・メーキング(リスク情報を活用した意思決定)というのを掲げているわけですよね、目標として。だけれども、そもそもリスク情報というのは、ちゃんとどうなのよというところは問うていかなければならないところがあって、グレーデッドアプローチにしても、グレーデッドアプローチというのはこんなものというのは、グレーデッドアプローチは必ずしも定量的なリスクだけではなくて、工学的な判断に基づいた

グレーデッドアプローチというのはあるとはいうものの、やはりリスク情報活用は一つの 固まりとして触れた方がいいと思います。

ほかに何かありますか。

田中委員。

## ○田中委員

小さな言葉遣いの問題なのですけれども、通しの6ページ目のところで(3行目に)「官僚主義に」という言葉が出てくるのと、また、9行目のところで「数十年」と出てくるのですけれども、いわゆる「官僚主義」という言葉はこういうところで皆さんの共通認識になるのかどうか。官僚の人は分かるかもわからないのだけれども、普通の人が分かるかどうかが気になりますが、数十年というのは、これは20~30年のことを言っているのか、50~60年のことを言っているのか分からないので、余り50~60年という長い期間のことではないようなことが分かるようにしておいた方がいいのかなと思うのですけれども。

# ○更田委員長

これは官僚に聞いた方がいいのかな。

## ○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

「官僚主義」という言葉は、基本的には官僚は使わない言葉だと思います。官僚でない人が官僚を批判するときに使う言葉だと思います。法令用語でも何でもない、なので、むしろ一般的な用語で、お役所仕事でないとか、あるいは我々が原子力規制委員会の主導の下で原子力規制庁でやっている仕事は、不十分かもしれませんけれども、霞が関全体を並べれば、かなり新しい取組をいろいろやっておりますけれども、そうはいっても、前例がこうとか、先例がこうとか、並びがこうというような意味で、まだまだ霞が関の古い仕事の仕方の尻尾はたくさん残っております。

それはこの原子力規制委員会の席でもいろいろ御指摘をいただいているところで、そういった点で、やはり我々自身の仕事を変えなければならないといったときに、どういう言葉があるのかなということでございまして、これは普通のいろいろな雑誌とかテレビとかで使われるような意味で用いたものでありますので。

ただ、そういう意味で、いわゆるお役所仕事的なものを改革していく、それから、よく 言われますように、何か組織名を名乗るのではなくて個人で名乗ってしゃべれとか、いろ いろ御指摘いただきますけれども、その辺のことというのは何か書かれていた方がいい、 ただ、表現は、確かにおっしゃるように、俗語でございますので工夫の余地はあろうかと 思います。

#### ○更田委員長

私は、これは俗語ではあるけれども、少なくとも知る限り割と世界共通の使われ方をしている。ビューロクラティックというと決していい意味では使わないですよね。余りいい意味では使わない。

### ○荻野原子力規制庁長官

荻野でございます。

ビューロクラシーに対する批判というのは、本当に恐らく四大文明発祥のころから多分あって、とにかく形式に堕して、先例に堕して実態に合っていないのではないかというのは世界中であることですし、現に我々もそういう批判は当たっているなと思うこともありますので、「官僚制」みたいな言葉とか「官僚的」みたいな言葉はよくあります。「官僚主義」というのは、確かにどんな主義なのかということかもしれませんけれども、官僚的なものを排するというようなことです。

### ○更田委員長

この表現に余りスティックするのは程度問題にしましょう。ただ、少し考えた方がいい と思う。

一方で、制約として致し方ない部分があって、例えば、行政機関はあくまで法令遵守が 大原則であって、例えば、法令で与えられていない権限を行使しようとするのは、それは 決して許されないこと。だから、それで、法令というものを意識した途端に、法令との間 の平仄であるとか、法令との間の整合というのを見出すと、そこにいわゆるビューロクラ ティック・コンプリケーションが生まれてくるというのは、何か必然のようなところもあ るので、表現をここは考え直してみた方がいいと思います。

### ○田中委員

その下(通しの6ページの9行目)の「数十年」というのは、これはどのぐらいの期間のことを考えているのですかね。10年、20年だったらいいのだけれども、50~60年というイメージだったら違うのかなと思うのですが。

# ○村山長官官房政策立案参事官

参事官の村山ですが、中期目標期間である5年を大きく超える期間ということで、10年、20年といったことを想定しております。確かにおっしゃるように、50~60年というスパンではございません。

## ○更田委員長

これも表現の問題だと思いますよ。より長期という意味なのでしょうから。

せっかくの機会なので、荻野長官、片山次長、櫻田技監、何か外から(事務局から)言っておきたいことがあれば。

#### ○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

特段それはございません。政策評価懇談会との関係につきましても、ある意味で、いろいるな意味で外側からいろいろな意見を下さったということでございますので、こういった形で原子力規制委員会でオープンに御議論いただいて、別な形になるということであっても、それは政策評価懇談会の意見を聞いた趣旨、あるいは政評懇の方の委員の趣旨を損なうというものでもないということでございますので、今日の御意見をいただいて、また

文案は練っていきたいと考えます。

○更田委員長

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山でございます。

1点、今後の作業のために確認をしたい点がございまして、まず初めに、大きな構成、 1.、2.、3.レベルでの構成は変えなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。 途中、やや保障措置を独立させるかどうかというような論点も出たのですけれども、とい うのが1点目でございます。

それから、2点目が、では、それぞれの(数字の)ポツ(1.、2.等)の中での構成として、御議論の中であったのが、廃止措置と廃棄物を1つのカテゴリーとして独立させた方がいいのではないかといったような御議論があったかなと思っております。そこはそのような構成の変更をした方がいいという御議論だったのかどうかというのが2点目でございます。

## ○更田委員長

まず、1点目、これは手っ取り早いので、多数決というか、決めなければいけないですけれども、(私が)言ってはみたものの、項目が余り多くなることもよしとはしないので、悩ましいなと思っているのですけれども、PP(核物質防護)とSGを別項立てに、一番上の大きな項目(1.、2.等)としてPPとSGを別立てにした方がいいか、それとも、これはこのままでいいかというので御意見ありますか。

一緒で(このままで)いいと思う人(は、挙手をお願いします)。

(田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員挙手)

## ○更田委員長

はい、(このままで)ということでした。

それから、もう一つは廃棄物。廃止措置と廃棄物ですね。今のカテゴリーでいうと「規制の実施」(「2.原子力規制の適正な実施と技術基盤の強化」)。これは表現の問題であって、項目として出すのは妙なような気がしますけれどもね。

山中委員。

## ○山中委員

私もポツの中にどこか適宜入っていれば、それでいい、特に両括弧の項目の中に出す必要はないかと思いますが。

# ○更田委員長

大項目 ((1)、(2)等)ではないと思いますけれども。 ほかにありましたか、確認しておくべきこと。

## ○石渡委員

事務局の方からもコメントがあったのですけれども、言葉の説明が下の方に脚注のよう

な形で書いてあるのですけれども、例えば、通しの9ページ目にバックフィットやグレーデッドアプローチの説明が書いてあるのですけれども、この言葉はもう前文から出てくるのですよね。前文の中にも入っているのです。ですから、初めて出るところに書いておいた方がいいというのは当然だと思うのです。やはり「PDCAサイクル」とか、こういうものもやはり説明を付けておいた方が私はいいと思います。

以上です。

## ○更田委員長

初歩的な質問ですけれども、この前文というのは何ですか。これは中期目標の中に含まれるのですか、それとも。含まれるという位置付けなのですかね。「中期目標」といったときには、前文も含んだものを捉えるのでしょうね、きっとね。そのつもりですよね。

## ○村山長官官房政策立案参事官

参事官の村山です。

趣旨としてはそのように一体的なものとして考えておりますけれども、実際、今後、これに基づく重点計画を作っていって、その達成状況を評価していくと。それを政策評価と 連動させていくというサイクルの中では、その評価の対象にはなりません。

## ○更田委員長

(評価の対象に) ならないですよね。

さらに話を難しくすると、メッシュの細かさがばらばらだなというところはありますね。 すごく粗いメッシュで書かれているところと、それから、非常に細かいメッシュで書かれ ているところがあるので、そこはある程度は致し方ないものとは思いますけれども、でき るだけ努力はしてみようと。

村山参事官からの説明でいうと、来週からIRRSのフォローアップミッションがありますよね。それを受けて、そこで何らかのまた中期目標に反映すべきような話があるかもしれないと。その上で、来月決定ということは、最低1回ないし2回ぐらい、議論を聞いていてこんなふうにしてみました、いやいや、そうではなくてみたいなイテレーションがあってということですね。ただ、その他のプロセスとの関係でいうと、本年2月中には決定をしなければならないと、そういう理解でよろしいですか。

# ○村山長官官房政策立案参事官

参事官の村山です。

おっしゃるとおりでございます。

## ○更田委員長

まだ(意見を言う)機会は後も(今後の原子力規制委員会でも)ありますけれども、後でひっくり返すより今日言っておいた方がいいだろうと思われることはありますか。よろしいでしょうか。

では、今日の意見を踏まえて、また改めて原子力規制委員会に案を諮ってもらってということにしたいと思います。

それでは、今日の議題は1つだけで、トピックス(配付資料「原子力施設等におけるトピックス」)も含めてほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終わります。ありがとうございました。